

令和3年8月20日

桜俊館生徒・保護者 各位

宮崎日本大学学園
桜俊館館長 河野 雄一

7/29 連絡「令和3年桜俊館夏季期間中の帰寮者対応について」
一部変更と補足説明をします。

【7月29日連絡】 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域から帰寮する場合、帰寮日から3日間宿泊施設等で健康観察を行い、4日目に県内の医療機関でPCR検査を受ける。陰性の証明で入館を認める。
*宿泊費及びPCR検査費用等は自己負担とする。

(1) 変更点

- ①政府発令の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」地域から、公共交通機関を利用して帰寮する場合は、3日間の宿泊施設等で健康観察、4日目のPCR検査をお願いします。ただし、自家用車の送迎の場合は除きます。
- ②PCR検査については、県の医療機関の手続き及び検査結果に時間を要するため、市販の抗原検査で結構です。各自で購入して、結果を寮事務局へ提示してください。
- ③中学生の宿泊施設等の利用は、学校職員が校内第2寮で健康観察を行います。ご希望の方は、担任へご連絡ください。

(2) 補足説明

- ①「3日間の宿泊施設等で健康観察、4日目の検査」について、国立感染症研究所の公式発表で、コロナの潜伏期間は1日～14日間。感染してから症状を発症するまでの平均期間は4日～6日、デルタ株は4日と公表しています。これを基に4日目の検査としています。
- ②帰寮時には「帰省届」と「体調管理表」を必ず提出してください。
- ③入館時に37.5℃以上の体温がある場合は、入館できませんので、発熱、風邪症状等ある場合は、自宅で体調を整えてから帰寮してください。